

・陳情第7号

国は各種控除の縮小・廃止に言及する前に、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出の削減をはじめ、国民が納得できる歳出構造改革を行うことが先決であります。

・陳情第8号

18年3月に結論を出すことなく、地域ではじまった議論を大切にし、時間をかけ十分議論し、県民合意の高校教育改革をすすめることが大切であります。

以上、議案第59・60・61・62・63・64号、請願第5号、陳情第7・8号は慎重審議の結果、委員全員の賛成により、可決及び採択すべきものと決定しました。

産業経済委員会

付託された案件は、議案3件。

・議案第63号

スポーツ事業課関係では、スポーツ総務事業費の職員手当等について132万60

00円、施設管理費の需用費として、ミディラムヒル増工分および維持管理事業にかかるとの経費29万9000円を補正するものです。

産業課関係では、農業委員会費の登記書図面作成委託料の農林省委託用地買収にかかるとの補正について、瑞穂地区に存在する堰が抹消されていた



ものを登記したものです。また、農地費では木流川護岸整備にかかる関連地主27名分の登記について、一部地主の境界不明箇所を測量委託をしたもの、また、深空グラウンドの公衆トイレ修繕と汲み取り手数料などの補正ですが、早期降雪により未着手分の林業改良事業費を組み替えるなどして一部を補正したものです。

・議案第65号
下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入においては下水道使用料104万8000円を補正し、歳出においては国補公共事業費188万4000円を追加し、単独公共下水道事業費298万7000円を減額補正するものです。

観光国際課関係では、観光施設整備費として新田地区観音原および親海湿原の公衆トイレの修繕費、大雪溪上部秋道の補修にかかる材料費を補正するものと、長野自動車道から白馬村にいたる道路での不要看板や歓迎塔用地の借り上げ料を減額補正するものです。

水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出において、営業費用として工事請負費および材料費で200万円を、総係費の給与・手当で461万円を補正するものであります。また、資本的収支関係では、建設改良費として74万3000円を補正し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億7849万8000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

建設課関係では、土木費において県道千国北城線塩島地区の道路橋梁事業にかかる県単道路改良事業地元負担金を補正するものと、落倉地区の舗装復旧工事費555万円を減額補正するものです。また、除雪にかかるオペレーターの雇用について賃金と除雪委託料を組み替えたものが主たる

以上、議案第63・65・66号は、慎重審議の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。